

ルターの「三重の秩序と立場の教え (drei-Stände-Lehre)」と 教会の宣教

石居 基夫

- 一 はじめに
- 二 ルターの宣教理解と二王国論の終末論的枠組み
- 三 「三重の秩序と立場の教え」
- 四 この世の統治とみことばの務めをもつ教会
- 五 教会の宣教の展開とディアコニア

一 はじめに

ルターの drei-Stände-Lehre は、国家、家政、教会という「三機関説」^①と訳される。もしくは、この世の統治、結婚生活、祭司の職務という三つを数えて、「三種の立場」^②または「職分」^③、あるいは「三機構論」「三秩序

「論」等と呼ばれることもある。つまり、どの訳語についてもはっきり定まったものがなく、その教え自体、一般に理解が深まっていけないのが現状といえよう。

その理由は、いくつか考えられるが、例えばルター自身がこの考えを表すのに諸々の表現を使い、統一されていないことも一つの要因だろう。例えば、order (ordnung, ordo, ordinatio), hierarchy (hierarchia), establishment (Stift), right (Recht), estate (Stand), order of life もしくは life-form (genus vitae) などの用語が用いられている。⁽⁴⁾

また、ルターの場合にはいつでも注意すべき問題ではあるが、ルターがこれを一つの「教え」としてまとめ、体系的に述べているわけでもない。事情は、ルターの zwei-Reiche-Lehre もしくは zwei-Regimente-Lehre でも似たようなことが考えられるが、それがいわゆる「二王国論」あるいは「神の二様の支配」として取り上げられるのに比べても、この drei-Stände-Lehre は論じられる機会が圧倒的に少ない。

しかし、倉松功は『ルター神学とその社会教説の基礎構造』のなかの「二世界統治説の展開」という節においてこの教えに詳細に言及する。⁽⁵⁾ ルター自身が年代とともにその理解を様々な異なる表現によって表してきたことを丁寧に辿りつつ、倉松は、ルターの「三機関説」についてその救済論的終末論の枠組みを明確にする。その上で、この教えがルターの二世界統治説の「この世の統治に属する三つの機関」であることを指摘する。この指摘は重要だ。この三つの機関は、神の二世界統治、すなわち「神の霊的統治とこの世の統治」との関係で、しばしば三つの機関のうちの「国家」と「家政」はこの世の統治で、「教会」は霊的統治と見られる場合があるのだが、倉松は、はっきりとそれを誤解であるという。つまり、倉松によれば、ルターがこの三機関をすべて、キリストによって与えられる受動的な義と救いの事柄ではなく、むしろ外的な義にかかわるものとして論じているこ

とが確認されている。それゆえに、終末論的に「やがて」キリストの統治によって克服されるべきものであるという限定のもとで、この「三機関」の意義がこの世の統治において認められるものと言っているのである。

同様に、パウル・アルトハウスもルターの倫理をまとめる中で、この教えについて一章を当てて論じ、「教会の職務、結婚、世俗の権威」が、神の制定された三つの基本的な役目 (station) であることと、神がそれらによってこの世の秩序を守り、正義と平和を実現するものであることを確認している。そして、各人がそれぞれの役目に召されている「召し」(vocation, Beruf) との関係捉えて、三つの役目、または立場が、キリスト者が信仰の具体的な生活を実現していく枠組みであるとルターが言っているとしている。⁷²

さて、こうした議論を確認した上で、本論では、このルターの drei-Stände-Lehre を、現代の日本における「教会」の宣教を考察する視点として捉えることを目的としたい。つまり、ルターの教えにおいては、「神の二様の支配」の枠組みで「教会」は霊的統治として理解される一方、「三重の立場」の教えにおいてはこの世の統治の枠組みの中におかれていることが確認される訳だ。本論では「教会」のこの二重性と、またそこで果たすべき役割について現代の宣教ということとの関係において考察することとしたい。

また、この drei-Stände-Lehre の訳語については、後述するように、ルターはこの三つの異なる社会的な身分について、あるいはそれぞれ異なる職業・職務という意味でだけ教えているわけではなく、むしろ三重の仕方で、神がこの世の統治のために秩序を立て、またすべての人々がそれぞれの領域にかかわるようにして生かされていることを考えているものと理解し、とりあえず神のこの世の統治のために神が設定された「三重の秩序と立場の教え」としておきたい。

二 ルターの宣教理解と二王国論の終末論的枠組み

教会の宣教は、伝統的に主ご自身のガリラヤ伝道によって示された「宣べ伝え」「教え」「癒す」（マタイ九章卅節）こと、すなわち伝道、教育、奉仕という働きの中で理解されてきたといつてよい。

究極的なことを言えば、キリストが神の国を宣べ伝え、そこに信仰が起これば、霊的な支配が始まっていることであるし、主にあつてすでに神の国はそこに現在しているともいえる。それこそ、この神の国の実現ということが神の宣教の目的といつてよいのだ。しかし、現実には、神の国の実現はこの究極的なそして終末論的な確認とともに、歴史のなかで具体的に考える必要がある。そして、その歴史においては、たしかに「教え」ることも「癒す」ことも神の恵の業であり、具体的な宣教を歴史の中に実現していることになる。

つまり、神の宣教は神の国の実現を目的としていて、それはいわばその神の国を宣言するという狭義の宣教によって一人ひとりにもたらされる霊的な出来事だと言えるが、同時に、この神の国の最終的な実現となる終末を待ち望む間は、この世における生を神のみどころにかなうものとして造り上げていく務めが広義の意味での宣教として求められてくる。そうした務めこそが、御国の証であり、また、具体的に人の益となることが神のみころに他ならないからである。

ルターについて、その宣教論を論じるときには、説教、礼拝ということを中心として、既にキリスト者である

うとも神の前に不信仰であることが明らかになり、絶えず神のことばによって罪人が義とされ、キリストのいのちに導かれる必要が示されていることが考えられる。⁽⁸⁾ それは、第一義的な宣教の具体的なありようを示す。けれども、この義認の信仰が、歴史の中に生きられて、悪魔の力に対する神の闘いという戦線の上に立つものであることを思えば、その戦線は、この世の領域における神のみこころの実現として広がりを見せる。今日、「全世界的な、正義と人間の尊厳や解放のための闘い」⁽⁹⁾ あるいは「被造物の統合維持のための働き」⁽¹⁰⁾ などが救いの包括的な理解のなかで求められる時、ルターの宣教論を捉えるこの終末論的パースペクティブが重要になってくる。

ドウフロウは、ルターの二王国論の特徴を研究し、神の二様の支配における悪魔的諸勢力との闘いの構図を示したが、その脈絡のなかで、神は霊的な統治において悪魔的な力と対峙するばかりではなく、この世の統治、外的な統治においても、それと戦い、この神の創造された世界を守られるとしている。そして、ドウフロウは、まさにそのこの世の統治における三つの「身分」「統治」の枠組みの重要性が、今まで見落とされてきていると指摘しているのだ。⁽¹¹⁾

神の宣教は、この世における神のみこころの実現として、単に神の霊的な支配の実現、福音への招きということだけに限定されるのではなく、まさに、この世界に神のみこころが実現するように、罪と死、悪の力に対して戦うことの中に見いだされなければならない。

そして、ルターは、まさにこの具体的な「サタンに対する神の闘い」という地平で捉えられた戦場⁽¹²⁾として、神がこの世に三つの秩序と立場をおいたというのである。それが、国家、家政、教会の三つである。つまり、最終的な神の国の実現に向かうという終末論的な枠組みのなかで捉える広義の神の宣教において、「三重の秩序と立

場の教え」は非常に重要な意味を持つてくることが分かる。

三 「三重の秩序と立場の教え」

ルターは、神がこの世界を治めるために *politia, oeconomia, ecclesia* という三つの Stand (身分) あるいは *ordo* (秩序) をおいているという。例えば一五二八年の『キリストの聖餐について、信仰告白』には、「神によって定められた聖なる職務と正しい立場は次の三者である。すなわち、祭司の職務と結婚生活とこの世の統治とである」⁽¹³⁾ とある。また、『ガラテヤ書大講解』(一五三五) においても「よい教師」、「為政者」、「家長」がそれぞれ「教会」、「国」、そして「家庭・家政」⁽¹⁴⁾ という三つの領域に対応する三つの身分 (Stand) であることを語っている。

おそらく、この三つの身分は中世の社会のヒエラルキーとして一般的に考えられていたものによっている。「支配階級 (ベラツール)、僧侶階級 (オラツール)、労働階級 (ラボラツール)」⁽¹⁵⁾ の区分に倣って、考えられたようにも思われる。あるいは、アリストテレス的・中世的社会階層としての国と家と教会、それと結びつけられた職業としての政治、家政、教会という身分の考え⁽¹⁶⁾ を引き継いでいる可能性もある。

いずれにしても、ルターはこうした社会的身分とその責任が、社会の秩序を守るために神がおかれたものと理解している。しかし、ルターは中世の伝統とは異なり、聖俗二元論的な考えも、また聖職における神の前のヒエ

ラルキーも認めない。どのような働きも、神の前には等しいものと理解されるのである。その上で、この三つの立場において私たち人間はそれぞれ異なる働き、職務の違いをもって、この世の秩序を保つように召されているとするのである。

例えば、「大教理問答」の十戒の第四戒の解説において、ルターは私たちは誰でも服従すべき何通りかの「父」と持つという表現で、私たち一人ひとりの世界に対する重層的な関係を示している。ルターは、こう言う。「さて、私たちはこの戒めにおいて三とおりの父を提示した。すなわち、血縁による父と、主家の父と、国の父である。そのほかになお霊性上の父がある。¹⁷」ここで、ルターは三通りと言いながら、さらに霊性上の父があると言うのだから、正確に言えば四通りの父を見ているわけだが、具体的には、血縁の父と主家の父とは、いずれも家政についての責任を持つ。「国の父」はこの世の統治としての責任を持つ。それとは区別された「霊性上の父」が霊的な秩序を守るものとして考えられているといえるだろう。大事なところは、ルターが、私たちは誰もがこれらの父を持つということを行っているところだ。つまり、人は誰であれ(つまり、自分自身がどういう職業にあるものであっても)、これら三通りの父に対する関係のなかで生きる存在として理解されているのだ。一人のキリスト者である「私」という存在は、自分の身分の務め(職業)に召されていることはもちろんだが、むしろ、それぞれの「父」との関係を生きているわけで、その意味で、神が定められたすべての秩序に対しての「子」としての責任や義務を分ち持つて生きていると考えられていると言って良いだろう。だから、ルターのこの教えは、「身分 (Stand)」と「いうことばで捉えるよりも、おそらく「三重の秩序 (order)」の中にあるということ

ことで捉え、各人がこの秩序にかかわる「立場」においてこの世との関係を生きていると理解する方がより適切

であるように思われる。

ルターは、これら三つの秩序とは、神が「神の被造世界を守り、保持するため」⁽¹⁸⁾に設けられたものだという。つまり、その枠組みのもとに、一人ひとりのキリスト者は、信仰生活においてそれぞれの神の統治の働きへの関わりを生きていることが知られ、またその働きのために自らが応えていくものであることになる。

ドゥフロウは、こうした身分や秩序による統治が「罪の支配との対決を余儀なくさせる厳しい側面からのみ考察するのでなく、それが理性に基礎づけられていること」⁽¹⁹⁾がその特徴であることを指摘する。そのことは、この領域で非キリスト教の世界、また信仰を異にする人々とも理性おける協働が可能であること、また必要であることを示唆しているよう。

ただし、倉松も指摘しているように、これらの諸機関の働きは完全に神のもとから離れた自律的なものとは理解されない。⁽²⁰⁾神のみことばがいつでも必要であることがルターの主張だ。それがないかぎり、これらの諸機関はいつでも悪魔の道具ともなる。それが人間の罪の現実であることをルターは知っている。

実際、三つの身分の概念は、神の二様の統治以上に実際の倫理的課題を考える上で重要な教えとなっているといわれるが、⁽²¹⁾中世の伝統的な考え、つまり中世で一般的に教えられてきたアリストテレスの倫理がその土台になっていくという。すなわち、個人倫理としての「ニコマス倫理」、政治倫理を教える「政治学」、家政倫理が「オイコノミコス（家政学）」として教えられたのだ。ルターにおいては、この中世の倫理の教えの枠組みに一定の批判的継承が起こっていると見られる。⁽²²⁾つまり、ルターはこの中世の伝統的なアリストテレス倫理の展開に対し、「家政」、「政治」はそのまま引き継ぎながらも、個人倫理に代わり「教会」を位置づけているのだ。それ

は、この理性の働く領域においても、ただ、その自然な人間の自律性に任せるものであってはならず、むしろ神のことばによって導かれるべき基本的な筋道をはっきりとさせているということであろう。

それゆえに、このルターの「三重の立場」の教えにおいても、神のみことばの中心性が求められる。確かに理性は、信仰のあるなしに拘らず、この世界のなかにこうした秩序と具体的な人間の働きが必要であり、役立つことも分かるに違いない。しかし、神のみことばに教えられているキリスト者だけが、この秩序が神によって与えられている意味を知りうるのだ。⁽²³⁾ それゆえ、キリスト者だけが、そのようにして、神の三重の秩序における統治によってこの世界が保たれ、平和がもたらされ、悪が退けられていることに感謝することが出来、また、それゆえにその働きの確かな意味を受け取ってその働きに参与することができるということになる。

四 この世の統治とみことばの務めをもつ教会

ルターの「三重の秩序と立場の教え」について確認してきた。これが、神のこの世の統治のために用いられる秩序であり、個々人は、それぞれの秩序にかかわるものとして、その神の統治に参与するのである。現代を生きる私たちにおいて考えると、私たちは皆誰かの娘、息子である、妻や夫であり、そしてまた母親、父親である。と同時に、教会の信徒であり、そこでの奉仕の務めをもつものであり、かつまた国家の働きのための納税者であり、代表者を国会に送るための参政権をもち、また具体的に何らかの公共の議会の議員であるなどとする。そうし

て一人の人がそれぞれの秩序の中に生き、役割を幾重にも持つこととなる。もちろん、キリスト者もそうでないものも、共にこの秩序の中に様々な形で関わり、生きるものであり、悪や罪の力に抗して、神の前の義ではなく、この世の義をつくり、他者を助け、平和を実現する。ただ、キリスト者はその自らの務めを神によって与えられた使命、召しとして生きるようになると思えらるのだ。

しかし、ここで考えたいことは、まず家政とこの世の権威、そして教会という三つの秩序において、教会がどのような役割をもつのかということである。

一般的に、ルターの時代に「家政 (oeconomia)」によって意味される場所は、家庭をいかに治めるかということである。そこで、妻と子どもたち、そしてその家にある他の人々を支え、守り、よくこれをおさめることが夫であり、父であり、また主家の主であるものの務めとして考えられている。しかし、ルターにとってこの家政ということで見いだされる共同体は、今日のような核家族ではなく、家父長制に基づいて形成された下男や下女を含むやや大きな共同体が考えられていることも押さえておきたい。家政という場合には、そうした人々の生活を支えるための経済的な問題も含まれてくる。そのために職業をもって働くことも、この家政という概念の中で考えられている。アダムの墮罪の結果として、人間と自然との間に呪いがおかれたため労苦が伴うこととなったが、大地に働きかけて生きるために必要な食べ物を得る労働が、この家政のために大切なものとされている。それゆえにまた、子どもたちを育て、必要な教育を与え、将来の職業への備えをしていくことも大きな役割とされている。⁽²⁾つまり、ルターにとっての「家政」とは、人間の労働や経済活動、もう少し深めると人間と自然との関係、そして教育や福祉などがそこに含まれていると考えるべきだろう。オイコノミアが包含する内容は、今日

私たちが家政ということではイメージするよりも広い範囲のことが含意されているように思われるのだ。

一方、この世の権威、あるいは国家は、神がご自身の創造されたこの世の秩序を保ち、悪を防ぎ、外的な義(正義)を実現していくために必要なものとして制定されたものと理解されている。主として公的世界における政治的な問題がここで考えられるべきで、正義、公平を含めた平和の問題、現代的な脈絡では権力と人権の関係も含まれ、この世の公的な領域における神の御心の実現に責任が与えられている。そのために、悪に対しては罰が用意され、法と剣が用いられるべきことも当然とされる。「外的に平和をつくりだし、悪事を阻止する」⁽²⁶⁾ための務めを担うのである。

さて、興味深いのは、その神のこの世の統治、いわゆる律法の領域であり神の左手の業と呼ばれる秩序に「教会」を入れていることである。そもそもルターは、神の霊的な統治とこの世の統治とは区別されるべきものしている。キリストの霊的統治においては、ただみことばによってキリストの愛とゆるしが与えられ、信仰がキリスト者をつくるが、この世の統治においては、外的な秩序をつくるために時として剣や鞭も必要とされる。だから、この二つは異なる働きであり、峻別されるべきなのだ。ところが、この「三重の秩序」においては、教会がこの世の統治のなかにおかれている。これは霊的な意味での教会の働きを、この世の権威や論理と区別し、神の右手に霊的領域をみる考えと一見矛盾するように思われる。

そこには、まず「教会」は必ずしも霊的支配と完全に一致するものではなく、むしろ、この世的な側面があることが考えられているということが確認されねばならない。⁽²⁶⁾そして「教会」がこの世の秩序の中におかれていることは、教会がこの世のことがら、つまり政治的な側面に対しても、あるいは家政的な側面についても、一定の

役割を果たすべくその役割をもっているということが考えられているだろう。

先にも触れたが、ルターの創世記講解によれば、国家は墮罪以後におかれたものとされているし、また家政よりも先立つものとして、教会がたてられているとされるのだ。すなわち、エデンの園において神のみことばが園の木の實についての約束と戒めを語られたのは、イヴが創造される以前のことなのである。²⁷⁾ 神のことばが語られること、つまり教会の務めがはじめにおかれている。そして、家政があり、国家が続く。このことは、単にその成り立ちの順序ということばかりではなく、その内容・働きの秩序も表していると言えるだろう。国家、家政、教会の三つの秩序、機関のなかで教会が何よりも大切なものとして語られているのであるが、そこで大切なことは神のみことばが語られるということだ。

それは、おそらくルターの主要な主張の一つといえるだろう。家政も国家も、確かにこの世界の秩序の保持という役割をもって神によっておかれたものであるが、それは信仰の有無にかかわらず、人間に与えられたものである。それゆえ、神に与えられた人間理性の働きが重要な意味を持つ領域と考えられている。ただし、そうであったとしてもこれが神によっておかれたものであるという理解は、最終的に神の責任と支配が国家にも家政においても決定的な意味を持つのであり、神のみことばがそれをおさめるものであるということが第一義的なものとして理解されているのである。

その意味で、ドゥフロウは、この三重の秩序のなかで、教会の教職の身分、説教の務めというものの特別な意味をはっきりと示している。教会は、この世の統治、家政の領域の問題にも、国家の領域の問題にも深く関心をもち、神のみことばによって示される価値や戒めをもって具体的な提言をもって「良心に教える」²⁸⁾ ことが必要な

のだ。人は、これによって自らがどのように生きるべきか、その立場と働きを知るのだ。だから、みことばの務めを持つ「教会」が、神のこの世の統治としての「三重の秩序と立場」のなかに特別な任務を持つことになるのである。⁽²⁹⁾

五 教会の宣教の展開とデアコニア

さて、そのようなみことばの中心的な働きが、一方では教会による霊的な信仰への導きを人々に実現しつつ、同時にこの世の具体的な義を立てていく宣教の展開を生み出していくことになる。それゆえ、ルターは、実際に世俗の権威について、学校教育について、共同募金について、結婚についてなど、この世の事柄について積極的にその教えを語ったのである。

けれども、それは、単に国家や家政の領域への関心を持ってみことばを取り次ぐということにとどまるものではない。実際に、一五二八年の「キリストの聖餐、告白」においては、倉松の指摘するように「神の設定になる三つの機関、制度 (drei stift und orden) は、共同の福祉とキリスト教的愛のために相互に仕えるべき聖なる制度、聖なる職務 (heilig wrecck und heiliger orden) と評価されている」⁽³⁰⁾のだ。このことは、なによりも教会が、福音を宣べ伝えることとともに、この世における「共同の福祉」に特別な役割を期待されていることを示しているといえよう。

「教会」というものを、この世の秩序のなかの共同体として考える時、それが家政という個人的な領域よりも大きい共同体としての教会共同体が社会のなかに一定の秩序を保ち働く公共の領域があることを考える必要がある。というのも、中世末当時、政治的領域といっても、「国家の責任は、一般に正義を与え、秩序を保つことに限られ…中略…国家は、近代的な福祉国家の意味で、その国民の福祉にかかわる必要がなかった」⁽³¹⁾ことを考えれば、当時から教会がこの世における働きとして福祉的な働きを担っていくことも当然考えられていたと言っただろう。

実際、教会というのは信仰の共同体であるけれども、むしろ地域社会のなかでかなり具体的に政治的、経済的、社会的な問題に結びついて存在していたのが、当時の教会の実情であった。農村共同体でも都市共同体でも、宗教改革における「民衆の信仰活動の背景には、政治・社会的な利害関心があった」⁽³²⁾ことが指摘されている。つまり、中世末の教会の司教、また教会ならびにその財産や、学校、施療院などの付属施設などの実際の運営を担う聖堂参事会は、高級貴族階級によって担われていた。一般民衆の中には、こうした教会中枢の裕福な現実と自分たちの生活の格差から教会への不満や批判は強くなっていく。と同時に、様々な生活不安の中で、人々は現実的で現世的な救済を求める思いも当然に強くなっていった。「民衆信仰の高揚の背景に、靈魂の救済願望とともに民衆の生活不安とその解消の願い」⁽³³⁾があったのである。改革運動期には、都市においては、その信仰共同体は「隣人愛の実践の場」⁽³⁴⁾として理想化されたし、また農村共同体でも、「農民が、聖職者の選任や教会の管理運用権を主張する」⁽³⁵⁾などの動きが見られるようになる。つまり、民衆とその共同体が自らの信仰と生活を新しい「聖なる共同体」として存在することを求めていくようになっていくのだ。

もちろん、ルター自身は急進的に社会の変革を求めるような熱狂主義に対しては批判的であった。また、現実的に、民衆主体の社会改革などが考えられるようになるのは近代になってからのことになる。けれども、宗教改革が、少なくとも中世末から近代へと移行していく具体的な社会全体の動きのなかに位置づいていることは重要な背景だ。教会が地域の構成員とその生活に深くかかわる課題のなかで、信仰共同体として自覚を持ち、そこに具体的な隣人愛を實踐する姿を示してきたことは、民衆への改革運動の広がりにも利したことでもあったらう。

ルターは、地域の子どもたちの教育のための学校を建てて通わせるべきこと、あるいは、共同体の中の貧困な人たちの救済のための共同募金を設置することなど、当時の社会の中で生きる民衆の教育や福祉の問題については積極的に語っている。そして、それは単なる提言をしたということではなく、例えば「ライスニクの規定³⁶」を見ても分かるように、「キリストを信じる者は、内外的を問わず、すべてのものも、神の栄光と、隣人である一般のキリスト信徒への愛のために、人間的な意見によってではなく、神の真理の秩序と公示にしたがって、役だて用いるべき³⁷」との考えに立ち、全信徒の集まりとしての教会の地域社会への責任と義務とについて語っている³⁸のであり、そのための具体的な手だてを示しているのだ。

だから、この教会の働きという点については、単に説教を語るということに留まるものではない。ルターは教会の中心的な働きとして礼拝を考え、その改革をしたことは改めて述べるまでもない。そして、その礼拝は会衆全体が神の奉仕にあずかることに他ならず、同時に、神のみことば（キリスト）によって生かされた会衆がこの世の隣人に仕えることも神礼拝と考えられているのだ³⁹。

例えば、ルターはヨハネ福音書六章の講解の中で

信仰は人がなすべきわざであるが、それはまた神のわざと呼ばれる。というのは、信仰は神がそれによって讃えられ、仕えられることを望む（その人の）存在であり、働きであり、生活であり、行為であるからである。もし信仰がないのであれば、神は何ものも礼拝の行為として受けてはくたさらない。これが正しい神礼拝についての質問への答えである。⁽³⁹⁾

と言っているのである。神のみことばによって信仰に生きる者の働き、その生活、行いがすべて神の奉仕の働きの中に用いられることであり、同時に神に仕えるものとしての正しい神礼拝であるというのだ。それゆえ、キリストに倣って「困っている人を助け、彼らに奉仕するキリスト教的愛より以上に大いなる神奉仕はない」とされるように、具体的な隣人への奉仕が神を証し、みことばと神の愛を伝えるものとなる。そうした信仰のわざこそが、教会にふさわしいと言えるだろう。

実際、こうしたルターの信仰理解と実践的提言は、後にルター派敬虔主義の時代（一七、八世紀）に具体的なディアコニアの働きを生み出していくことにつながる。シュペーナーやフランケ、ツインツェンドルフらが貧しい子どもたちの教育と福祉を展開していったことはよく知られるところだ。さらに一八世紀後半以降は教会で按手されたディアコノス、ディアコニッセという専門職が地域社会への奉仕を担っていくようになる。⁽⁴⁰⁾もともと中世の伝統社会が医療、福祉、教育などの機能を修道院に負っていたところをルターが修道院を解体し、公的世界

(市参事会)の責任として取り組むべく取り組んできたことが考えられなければならない。しかし、そればかりではなく、実際的に教会のデアコニアとして位置付けてきたのは、みことばに生かされる信仰の問題として福祉や教育が理解されていたことをよく表しているのである。

もちろん、繰り返すようだが、宗教改革期の事柄を今日概念で捉えることにはそもそも無理があるのだけれども、あえて語るとすれば、教会は、またこの世の権威のもとに見る公(パブリック)ではなく、また家政という個人の領域(プライベート)でもない。むしろ、キリストの愛に生かされた信仰における自発的で互助的なそして必要なサービスをきめ細かく信仰共同体自身の手によって実現していこうという、今日でいう「あたらしい公共」の概念にあたるような働きを具体的に市民生活の中につくっていく働きを促していると言って良いのかもしれない。実際には、まだ国家による「パブリック」が充分に実現していなかった時代のことだといえ、それとおりが、神の創造された世界の秩序、その保持を考えると、教会という信仰共同体は、単なる魂の領域、心の平安をもとめるといふことのために存在するといふ考えはルターの中には見いだされない。むしろ、教会は、積極的にこの世の生にかかわって、その責任を担っていくべきことを見ているのだ。そして、その教会という存在についても、信仰者一人ひとりがその共同体の一員として責任を担うべきことを示している。

近代的な社会契約の考え方や福祉国家の考えをルターに見ることは出来ないのは当然だが、神の世界に対する創造と保持の働きの中に用いられ、参与するキリスト者と教会の責任は重要な視点だと言えるだろう。教会の宣教は、みことばが語られることによって起こる出来事であるが、それは、教会という定まった共同体の枠の中に人々を求心的に招き集めるといふことではない。むしろ、一人ひとりのうちに働くみことばが、互いに結び合う

新しい共同性を作り出していくものであるし、またその一人ひとりが奉仕者とされて、さまざまな問題に苦しみを持つ人々に仕え、神の愛を実現していく出来事だと言えるだろう。

ルターの「三重の秩序と立場の教え (drei Stände-Lehre)」は、先に見たように、神の統治を世界に実現していく広義の宣教の枠組みで考えられているわけだが、こうして現代社会における教会の宣教を考えていく上にも、重要な視点を提示していると言えるだろう。それは、一つには、この教会において、国家や家政の領域に関わる神のみことばを預言者的に語り、教えるという宣教の視点である。そして、もう一つは、さらにそのみことばによって生かされた一人ひとりが、また教会のわざとして共同性を持ちながら、地域社会の福祉・教育などの働きを担うものとされていくという宣教の視点である。ここでは、おそらく広く非キリスト者との共同を実現しさえもするだろう。教会が福音を語り、霊的な救いをもたらす狭義の宣教にとどまらず、こうした広がりを持つ宣教を担うものであることを、ルターの「三重の秩序と立場の教え」に学ぶことができたように思う。

注

- (1) 倉松功『ルター神学とその社会教説の基礎構造』創文社、一九七七年、三七七頁。
- (2) 石居正己『教会とはだれか―ルターにおける教会』リトン、二〇〇五年、二〇三頁。
- (3) 金子晴勇『ルターとその時代』玉川大学出版部、一九八五年、一三六頁。
- (4) 倉松功『ルター神学とその社会教説の基礎構造』三八〇頁。
- (5) Risto Saarinen, "Ethics in Luther's Theology: The 'Three Orders' in Moral Philosophy on the Threshold of Modernity, 2005.
- (6) 倉松功『ルター神学とその社会教説の基礎構造』三七七―三八五頁。
- (7) 参照: Paul Althaus, *Die Ethik Martin Luthers* (Gutersloher Verlagshaus Gerd Mohn, 1965) のなかの Stand und Beruf (die Ordnungen) 43-48.
- (8) 石居正己『教会とはだれか―ルターにおける教会』二二八頁参照。
- (9) 同前、一三四頁。
- (10) 同前。
- (11) ウルリッヒ・ドゥフロウ『神の支配とこの世の権力の思想史―聖書・アウグスタイヌス・中世・ルター』佐竹明・泉治典訳、新地書房、一九八〇年、四四〇頁。
- (12) 倉松功『ルター神学とその社会教説の基礎構造』三八一頁。
- (13) ルター「キリストの聖餐について、信仰告白」『ルター著作集』第一集第8巻、聖文舎、一九七一年、三二六頁。
- (14) ルター「ガラテヤ大講解・下」『ルター著作集』第二集第12巻、聖文舎、一九八六年、四〇〇頁。
- (15) 金子晴勇『ルターとその時代』一三七頁。

- (16) ウルリッヒ・ドゥフロウ『神の支配とこの世の権力の思想史』四四二頁。
- (17) ルター「大教理問答書」『ルター著作集』第一集第8巻、聖文舎、一九七一年、四二二頁。
- (18) Bernhard Lohse, *Martin Luther's Theology: Its Historical and Systematic Development*, (Minnesota: Fortress Press, 1999) 323.
- (19) ウルリッヒ・ドゥフロウ『神の支配とこの世の権力の思想史』四四〇頁。
- (20) 倉松功『ルター神学とその社会教説の基礎構造』三八〇頁。
- (21) Bernhard Lohse, *Martin Luther's Theology*, 322-323.
- (22) Risto Saarinen, "Ethics in Luther's Theology," 2.
- (23) Paul Althaus, *Die Ethik Martin Luthers*, 46-47, 151-155.
- (24) LW 1, 203-210.
- (25) ルター「この世の権威について」『ルター著作集』第一集第5巻、一三〇頁。
- (26) L・ピノマ『ルター神学概論』石居正巳訳、聖文舎、一九六八年、三〇九頁。
- (27) LW 1, 103-105.
- (28) ウルリッヒ・ドゥフロウ『神の支配とこの世の権力の思想史』四八四頁。
- (29) 現代の社会のなかで、神の支配・統治の秩序とその働きを担っていく責任を見いだしていくのには、ルターの教会、国家、家政という三つの概念で有効かどうかという問題は残される。例えば、デイトトリッヒ・ボンヘッファーは神の委託として四つのカテゴリー、すなわち教会、家族（結婚）、労働（文化）、国家を用いている。（D・ボンヘッファー『現代キリスト教倫理』森野善右衛門訳、新教出版社、一九七八年、三二四頁以下参照）まず、「委託」という新しい概念によって、神の立てる秩序と人間の応答性としての「立場」の両方を把握しているように思われるのだが、さらにルターの drei-Stände-Lehre における三つのカテゴリーに「労働」を加えること

で、現代の世界を把握しそこでの神の働きへの参与を考えていくために展開された新しい提案と言えるだろう。

確かに、「労働」が、神の被造世界へ個人が働きかけていく一定の姿を見ていく視点として有効であることは間違いない。また、現代の複雑な分業化、またそれゆえ抽象化した「労働」の課題とそこでの責任を考えるためには、「家政」というカテゴリーで対応するよりも、独立したものとして扱うことが相応しいように思われる。

けれども、ルターが家政というカテゴリーに集中させて考えている視点には、改めて学ぶべきこともあるように思われる。現代社会は消費社会であって、その中での諸個人は、労働者として生きるという感覚よりも、消費者として感覚が強いだらう。しかし、まさに消費をするというオイコノミア（経済活動）において、世界が私たちの手もとに存在し、そこからあらゆる問題に関わっていることを思わされるのだ。だから、このルターの「オイコノミア」の包括的な視点は、現代を生きる私たちの一般の意識に対して有効なものなのかもしれない。

特にルターが「家政」において、アダムの墮罪やカインの弟殺しといった人間の罪が人間同士の関係を壊していることばかりでなく、それが自然に「のろい」をもたらしていることで、みろりが容易には得られず、人間が「労苦」をもって働くこと、自然、大地 (earth) に働きかけるようになってくる事態も捉えていることは非常に意義深く思われる。今日の私たち人間と人間がそこに生かされる自然環境とのエコロジカルな問題を、国家とか労働の視点ではなく、まさに家政、私たちが日常を生きていくその生活の場所で、何を、どのように消費するものかという問題として議論することが示されてくるように思うのだ。

また、現代の日本という状況の中で考えると、「教会」というものは社会のなかにある任意の団体でしかないし、「家政」や「国家」のような普遍的なカテゴリーと並べて、その「立場」や「委託」を語る秩序とするのは難しい。むしろ「律法」として働く神のことばと、それが信仰を超えた連帯性を作る視点を捉えた新しい概念が必要なのかもしれない。

(30) 倉松功『ルター神学とその社会教説の基礎構造』三七九頁。

- (31) L・ピノマ『ルター神学概論』三五三頁。
- (32) 渡邊伸『宗教改革と社会』京都大学学術出版会、二〇〇一年、三一頁。
- (33) 同前、四〇頁。
- (34) 同前、四一頁。
- (35) 同前、三五頁。
- (36) ルター「共同基金の規定（一五二三年）」『ルター著作集』第一集第5巻、二三五―二六〇頁。
- (37) 同前、二四三頁。
- (38) 「神のことはこよつてなす」とはすべて真の神礼拝」WA 38, 587. Annotations, M.L15, 1538.
- (39) LW 23, 23.
- (40) ルター「共同基金の規定」二三九頁。ここで「神奉仕」は *gottis dienst* で「礼拝」と訳されうる言葉であるのは言うまでもない。
- (41) 栗林輝夫、西原廉太、水谷誠『総説キリスト教史3 近・現代篇』日本キリスト教団出版局、二〇〇七年、一五八―一七九頁。